

柏崎市水利施設管理強化事業（特別型）渇水・高温対策補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、柏崎市内における農業用ダムの直接受益地以外（ダム賦課金が発生しない地域）の柏崎土地改良区、農家組合及び水利組合が水利施設管理強化事業実施要綱（令和7年8月6日付け7農振第1313号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び新潟県水利施設管理強化事業補助金交付要綱（令和7年11月19日付け農建第504号。以下「交付要綱」という。）により渇水・高温対策計画に基づき、農業水利施設の渇水・高温対策体制の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱に定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、柏崎市内における農業用ダムの直接受益地以外（ダム賦課金が発生しない地域）の農業水利施設を管理する柏崎土地改良区、農家組合及び水利組合とする。

（補助対象施設）

第3条 補助対象施設は、実施要綱第2の3（2）に定める施設とする。

（交付基準）

第4条 この補助金は、別表の基準により交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、柏崎市水利施設管理強化事業（特別型）渇水・高温対策補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業（全体）計画書又は見積書
- (2) 位置図及び関係図面
- (3) 市税等に滞納がない旨の証明書

(消費税の取扱い)

第6条 補助金の交付申請に当たり、事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額という。以下同じ)がある場合には、これを減額して行うものとする。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定及び不交付)

第7条 市長は、第5条に規定する申請があった場合は、内容を審査し、交付する場合にあっては柏崎市水利施設管理強化事業(特別型) 濁水・高温対策補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、交付しない場合にあっては柏崎市水利施設管理強化事業(特別型) 濁水・高温対策補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第4条第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の事業内容の変更とする。

- (1) 事業主体の変更
- (2) 事業種目の新設又は廃止
- (3) 施工箇所又は設置場所の変更
- (4) 事業経費の30%を超える変更
- (5) 事業期間の変更

(変更の承認申請)

第9条 申請者は、第8条の規定による軽微な変更を除く変更の承認を受けようとする場合には、柏崎市水利施設管理強化事業(特別型) 濁水・高温対策補助金変更承認申請書(別記第5号様式)を提出しなければならない。

(変更の承認決定通知)

第10条 市長は、前条の規定による変更の承認をしたときは、柏崎市水利管理強化事業(特別型) 濁水・高温対策補助金変更承認決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 申請者が、事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合には、柏崎市水利施設管理強化事業(特別型) 渇水・高温対策補助金中止(又は廃止)承認申請書(別紙様式7号様式)を、事業を中止又は廃止しようとする日の15日前までに提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認通知)

第12条 市長は、前条の規定による事業の中止又は廃止の承認をしたときは、柏崎市水利施設管理強化事業(特別型) 渇水・高温対策補助金中止(又は廃止)承認決定通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 申請者は、当該補助事業の完了後速やかに柏崎市水利施設管理強化事業(特別型) 渇水・高温対策補助金実績報告書(別記第4号様式)に必要書類を添えて市長へ提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受け、柏崎市水利施設管理強化事業(特別型) 渇水・高温対策補助金確定通知書(別記第9号様式)を発行した日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和13年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

別表

事業名	補助対象経費	補助率	
		国費	市費
柏崎市水利施設管理強化事業（特別型） ・高温対策	農業用ダムの直接受益地以外（ダム賦課金が発生しない地域）の農業水利施設を管理する柏崎土地改良区、農家組合及び水利組合が渇水・高温対策計画に基づき行う農業水利施設の整備に要する経費	<p>1 補助対象経費 水利施設管理強化事業実施要領（令和7年8月6日付け7農振第1314号農村振興局長通知）第1の7により、別紙2の1の（1）により算出する。</p> <p>2 補助率 補助対象経費の50%以内</p> <p>※柏崎土地改良区が国費分を別途申請するときは、当該経費を補助対象経費から除く。</p>	<p>1 補助対象経費 国費による補助に係る補助対象経費に準ずる。</p> <p>2 補助率 補助対象経費の25%以内</p>

